

■「札幌市マイクロソフトESAライセンス」に関する問い合わせへの回答
 仕様書に対して、問い合わせがあった内容について以下のとおり回答します。

令和3年(2021年)6月18日
 札幌市総務局情報システム部

項番	質問	回答
1	仕様書に記載の以下のライセンスについてユーザー-CALとデバイスCALのどちらになりますでしょうか？ ・Windows Server CAL ・Remoto Desktop CAL ・Exchange Server CAL	仕様書に記載のライセンスについて、以下の通りとなります。 ・Windows Server CAL 製品：WinSvrCAL ALNG LicSAPk MVL UsrCAL SKU：R18-00096 ・Remoto Desktop CAL 製品：WinRmtDsktpSrvcsCAL ALNG LicSAPk MVL DvcCAL SKU：6VC-01251 ・Exchange Server CAL 製品：ExchgStdCAL ALNG LicSAPk MVL UsrCAL SKU：394-00520
2	仕様書に記載の「Azure prepayment ACP 1M EASD」ですが、ESA契約の場合、「Azure prepayment」しか製品がございません。型番を教えてくださいませんか？	仕様書に記載の「Azure prepayment ACP 1M EASD」について、以下の通りとなります。 ・Azure prepayment ACP 1M EASD 製品：Azure prepayment SKU：6QK-00001
3	契約保証金の免除について、札幌市契約規則第25条(3)で以下のように記載があります。 『競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき』 とございますが、弊社は札幌市様と以下のような契約実績がございます。 ～(省略)～ これらの実績により、契約保証金は全額免除となりますでしょうか？	契約保証金について、原則納付いただくこととしております。但し、契約規則第25条各号に該当する場合は、免除できることとなっております。免除の要件に該当するかどうかについては、落札後の契約締結前に、落札者から提出していただく書類等により確認を行ったうえで判断しますので、応札前に免除できるかどうかについては、お答えしかねるところです。 参考：札幌市契約規則(抄) 第25条 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。 (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。 (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。 (7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。